

令和7年度 京都市立岩倉南小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 総 則

(1) 目的

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、自殺や不登校などを引き起こす深刻な人権問題である。そのような中で「いじめ」はどの学校、学級でも起こりうるものであり、すべての児童が、被害者にも加害者にもなりえるものもある。

平成29年度における国の「いじめ防止対策協議会」における、法の施行状況についての検証では、

- ・いじめの認知に関する格差
- ・学校の基本方針が、保護者や教職員に十分認知がされていないことや見直しが行われていない。
- ・学校のいじめ対策組織が十分機能していない。
- ・いじめの未然防止や早期発見に向けて、学校全体の教育活動の中での指導の徹底不足
- ・いじめの解消に向けた認識の不十分さ
- ・重大事態に対する被害者や保護者と学校との認識の違いによる対応の不十分さといった課題が見られるとしている。

これらの課題を踏まえて、いじめに対する積極的な認知や適切な初期対応、学校組織での対応を徹底するために、子どもの尊厳を保持する目的の下、国の「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)第13条、「京都市いじめ防止等に関する条例」に基づき、本校のいじめの防止に対する基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、すべての児童に関わる問題である。また、学校の問題であると同時に社会問題でもある。いじめは子どもたちの間だけで起こる問題ではなく、大人社会においても、また学校だけでなく様々な場において起こりうる。そのため、いじめの解決に向けては、いじめに関する子どもたちの個人的特性や家庭環境、さらにそれらを取り巻く地域風土や社会環境等にも目を向けなければならない。

これら、様々な要因が複雑に絡み合いながらいじめの問題を形成している場合も少なくない状況があり、社会全体で解決を目指していくことが肝要である。

学校では、「いじめ」の防止は当然のことであるが、早期発見に努めることは教職員の責務である。万が一、いじめが発生した場合には「いじめ対策委員会」で情報を共有し、一刻も早く被害児童の精神的・肉体的苦痛を取り除くことに努める。「いじめは絶対に許されない」という一貫した強い信念のもと、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。また、児童一人一人が安心して学校生活が送れるように、一人一人の居場所の確保に向けた取組を推進する。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織名 岩倉南小学校いじめ対策委員会

(2) 構成員（職名又は校務分掌）

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 教育相談主任（養護教諭）

学年主任 生徒指導部会担当教員 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー

(3) 役割・取組内容

- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・個別面談や相談窓口の集約
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口
- ・「学校いじめの防止等基本方針」「いじめの防止等に関わる年間計画」の作成
- ・未然防止の取組の推進や学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・教職員の共通理解と意識啓発、発見されたいじめ事案への対応
- ・「取組評価アンケート」、「いじめ防止対策委員会」、「いじめの対応に特化した研修」の時期の決定

(4) 開催時期

- ・いじめ事案の発覚時…「いじめ対策委員会」で対応を協議する。

※月1回…「生徒指導部会」でいじめの早期発見に努める。

(5) 児童・保護者への周知方法

- ・入学式での入学児童、保護者への伝達
- ・年度当初、学校だよりや学校ホームページに掲載
- ・5月第1週の校長講話にて、いじめ対策委員会構成員の公表
- ・学校評価アンケートを活用した意識調査

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 学習環境の整備

- ・清潔で整備された校内環境、教室環境
- ・丁寧でやさしい言葉遣い（ふわふわ言葉）の掲示
- ・合言葉「やさしさと思いやり」「一生懸命はかっこいい」やスローガンの掲示

イ 授業改善の充実

- ・全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の推進
- ・学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進
- ・生徒指導の機能である「自己存在感を与える」「自己決定の場を与える」「共感的人間関係の育成」「安心・安全な風土」を意識した授業づくり
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成を重点においた学習内容や学習形態（グループ学習など）の工夫

ウ 道徳教育・人権教育の充実

- ・よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることをねらいとした活動の意図的、計画的な実施。人権学習「みんなの日」の設定
- ・「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習、道徳の学習の実施
- ・警察のスクールサポーターによる非行防止教室・薬物乱用防止教室の実施

エ 呂童が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・宿泊学習の取組を通しての仲間づくり
- ・学校行事などを通しての人間関係づくり
- ・総合的な学習、生活科等を通しての自他の生命を尊重する活動の推進
- ・呂童会が主体となって発信する生活目標とその振り返り
- ・学校内人権月間、地域、PTAとともに取り組むあいさつ運動、人権標語、スローガン、ポスターの作成と掲示の実施
- ・人権学習「みんなの日」の実施

オ 呂童同士の絆づくり

- ・たてわり遊びなど異年齢集団における交流活動の実施
- ・たてわり遠足
- ・運動会
- ・みんなの日の取組
- ・全校道徳
- ・クラブ活動や委員会活動での交流

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

ア 日常の呂童に関する情報共有

- ・学年会での子どもの情報の共有
- ・岩倉南ミニ日記を活用した、子どもの様子や指導事項の共通理解
- ・「生徒指導部会」での子どもの様子の情報共有
- ・「不登校支援部会」での情報共有

イ 呂童に対する定期的な調査

- ・学校評価アンケート、いじめに特化したアンケートを利用しての「いじめ」の兆候の早期実態把握
- ・クラスマネジメントシートを活用しての「いじめ」の実態把握と学級経営の見直し
- ・毎朝の登校指導や、休み時間、掃除時間などの校内巡視による呂童の見守り活動

ウ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

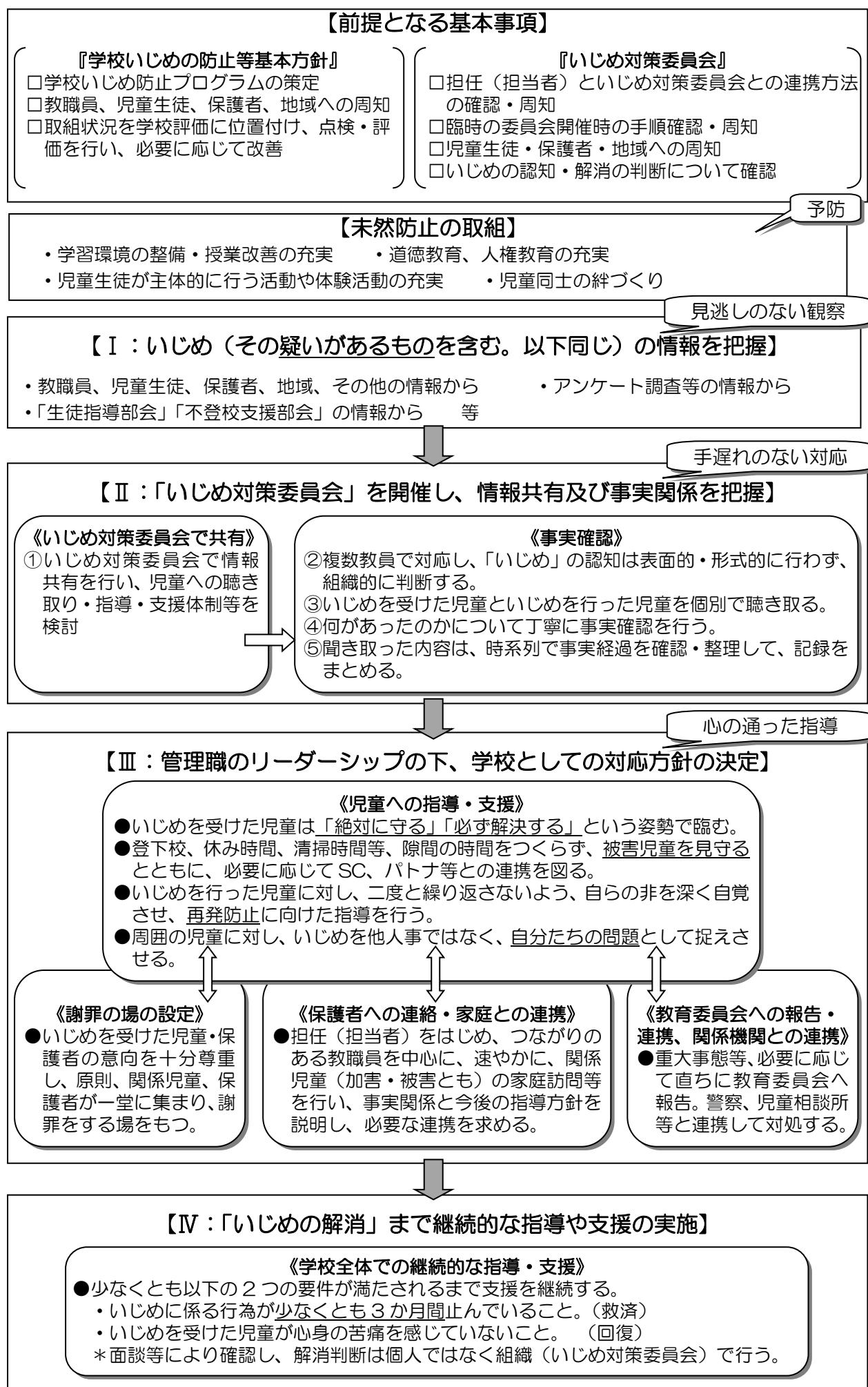
- ・アンケートに基づく積極的な相談活動の実施
- ・呂童に対するアンケートの実施による発見の強化
- ・SCやSSWとの連携による教育相談
- ・家庭訪問の実施による相談機会の確保
- ・毎月の「生徒指導部会」、必要に応じて開く「いじめ対策委員会」「不登校支援部会」による情報共有と組織的な動きの構築

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

初期段階のいじめやごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）解決に向けた取組を行う。学校は、いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、まわりの児童の状況把握、教育委員会をはじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応



ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・SNS（LINEなど）を通じて起こっている問題行動の理解
- ・SNS（LINEなど）を使っての「いじめ」対応の事例研修
- ・GIGA端末の使用方法の徹底、情報モラル教育の実施
- ・ケータイ教室、非行防止教室など、情報モラル教育の実施
- ・家庭教育学級、学級懇談会、個人懇談会を活用しての保護者への啓発

エ いじめ解消の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・速やかな対応、丁寧な聞き取り、正確な事実関係の記録（被害の様態、状況、構造、動機、背景など）
- ・組織的（担任任せにならない）な対応
- ・重大事態の防止
- ・被害児童の保護を再優先に考えた対応
- ・加害児童への責任ある指導
- ・保護者（被害児童、加害児童）と連携した指導

(4) 教職員の資質能力向上の取組

ア 実施内容

- ・「報告」「連絡」「相談」の徹底
- ・教員研修による教師一人一人のいじめに対する意識の向上
- ・いじめ事案ごとのミニケース検討会の開催
- ・教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の推進
- ・生徒指導ハンドブック等を活用して、いじめ発見等の対策の研修会の実施

イ 実施時期

- ・年度当初、基本方針の伝達と徹底に向けた研修
- ・アンケート実施一か月以内（年間2回）
- ・夏季休業中の研修

4 保護者・地域との連携

- ・年度当初、基本方針策定の伝達と年間計画の周知
- ・道徳の時間や人権学習の授業参観による保護者への啓発活動
- ・学級だよりや学校ホームページを通して、非行防止教室の様子の公開
- ・学校評価アンケートの結果の分析と、保護者や学校運営協議会での周知

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票を使用、その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に関わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発生したときの対応

- ・京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議。
 - ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

学校が調査主体の場合

- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置。
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供。
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告。
- ・調査結果を踏まえた必要な措置。
- ・同種の事態発生の防止に必要な取組の推進。

京都市教育委員会が調査主体の場合

- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議の開催や教職員の資質能力向上の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発・関係機関との連携
4	職員会議「学校いじめの防止等基本方針」「いじめ防止プログラムPDCAサイクル」の共通理解			学校いじめ防止基本方針の周知 学級参観・懇談会
5	生徒指導部会①（クラスマネジメントシートの実施に向けて） 校内研修会①見守りたい子研修会	児童会で月はじめに月目標を決定し、各クラスで立てた目標を校内に掲示する みんなの日・憲法月間 1年生を迎える会	第1回クラスマネジメントシートの実施	家庭訪問 憲法月間「学校だより」で啓発
6	生徒指導部会②（クラスマネジメントシートの結果の共有・いじめアンケート実施に向けて）	みんなの日 たてわり遠足 薬物乱用防止教室（6年）	第1回いじめに関するアンケート（記名式）の実施（教育相談）	休日参観 薬物乱用防止教室
7	生徒指導部会③（いじめに関するアンケートの結果の共有）	たてわり活動 非行防止教室（5年）	学校評価アンケートの実施	個人懇談会
8	小中合同研修会 校内研修会②「夏季研修会」			
9	生徒指導部会④ 校内研修会③（見守りたい子研修） 学校評価結果分析・共有 人権参観・懇談会	児童会で月はじめに月目標を決定し、各クラスで立てた目標を校内に掲示する みんなの日 4年若狭宿泊活動 5年花背山の家野外活動		人権参観・懇談会
10	生徒指導部会⑤	みんなの日 運動会		学校運営協議会学校評価報告 運動会
11	生徒指導部会⑥	児童会で月はじめに月目標を決定し、各クラスで立てた目標を校内に掲示する 音楽発表会	第2回いじめに関するアンケート（記名式）の実施（教育相談）	音楽発表会

1 2	生徒指導部会⑦（いじめに関するアンケートの結果の共有）（学校いじめ防止プログラムの見直しと確認②PDCAサイクル）	たてわり活動 人権月間 洛北のWA（6年）	学校評価アンケートの実施 第2回クラスマネジメントシートの実施	個人懇談会 人権月間「学校だより」で啓発
1	生徒指導部会⑧ 学校評価結果分析・共有	児童会で月はじめに月目標を決定し、各クラスでたてた目標を校内に掲示する。 みんなの日 たてわり活動		学校運営協議会学校評価報告
2	生徒指導部会⑨ 校内研修会⑤（クラスマネジメントシートの結果の共有・見守りたい子について・年間反省）	全校道徳 たてわり活動		学級参観・懇談会 新1年半日入学体験
3	生徒指導部会⑩（学校いじめ防止プログラムの見直しと確認③PDCAサイクル・次年度に向けて）	6年生を送る会	アンケート原本の保管	
<p>※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止プログラムの見直し」（PDCAサイクル8月・12月・3月） ・「いじめに関するアンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」 ・「いじめの防止等の対策のための組織の会議」（定例：生徒指導部会） ・「生徒指導校内研修」 ・「授業参観」「学級懇談会」「学校運営協議会」 <p>※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実、児童生徒同士の絆づくりについては、すべての教育活動を通じて行う。</p> <p>※ 「いじめ対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。事案の経過や解消の確認については、定例の「生徒指導部会」で隨時行い、情報等を共有する。</p>				